

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成15年8月13日

住所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地

氏名 協業組合公清企業 代表理事 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成5年6月17日	許可番号	衛施第25-10号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） ----- 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。		
設置場所	江別市八幡58-1、59-1		
処理能力	面積 9,032平方メートル、容積 21,135立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		